

宇佐市下水道接続促進補助金事業

補助金交付申請の手引き（取扱要領）

	申請者	設置業者	市（上下水道課）
申請	<p>補助金申請書</p> <p>※必要書類を全て添付してください。記入漏れ、捺印漏れ等にご注意ください。</p> <p>※書類不備等により再度提出していただく場合があります。</p> <p>※郵送での提出はできません。</p>	<p>提出</p> <p>※申請書などの提出は設置業者が代行しても構いません。</p>	<p>受付</p> <p>審査</p> <p>※受付から交付決定までに1週間ほど要します。</p>
交付決定	<p>補助金交付決定通知</p> <p>※申請者本人に郵送します。</p>	<p>送付</p>	<p>交付決定</p>
工事着手	<p>※必ず補助金交付決定日以降に工事着手してください。</p>	<p>接続工事着手</p>	
工事完了・請求	<p>下水道への接続</p> <p>※工事完了後5日以内</p> <p>実績報告書</p> <p>請求書</p>	<p>接続工事完了</p> <p>※工程写真を漏れのないよう撮影してください。</p> <p>提出</p>	<p>收受</p>
検査	<p>立会</p> <p>※必要に応じて現地確認の際に立会いを求めます。</p> <p>※検査の結果が不適正であった場合は速やかに改善してください。</p>		<p>現地確認（完成検査）</p> <p>審査</p>
交付	<p>受領</p>	<p>交付</p>	<p>補助金交付</p>

※補助金の申請内容に変更が生じた場合は、あらかじめ市に相談の上、変更承認申請書を提出してください。

補助金の額

現況	補助金の上限額	
	戸建住宅	集合住宅（アパート、マンション等）
浄化槽の場合	合併浄化槽 60,000円 単独浄化槽 100,000円	接続する住戸1戸につき 50,000円 （ただし、工事費の1/2以内が上限）
くみ取便所の場合	100,000円	

※1 店舗、事務所、宿泊施設、寮、福祉施設、管理室など、事業用のものは対象外です。ただし、兼用の住宅・住戸については対象となりますので、申請の際に、居住スペースが確認できる平面図などの書類を別途添付してください。

※2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

※3 補助金額は上限額です。市の下水道への接続に係る経費（排水設備工事のみ対象）が補助金額を下回る場合は、接続に係る経費が補助額となります。

補助の対象

○対象区域 令和5年3月31日以降に市の下水道本管が新たに供用開始された区域

○対象工事 既存の住宅（新築および建替え工事、事業用のものを除く）のくみ取便所や浄化槽を廃止して市の下水道に接続する「排水設備工事」で、下水道本管の供用開始から3年を経過した日の属する年度の末日までに工事を完了し、かつ、市の行う完成検査に合格したもの。

参考例) 補助金を受けるための排水設備工事スケジュール例

令和5年3月31日 に下水道本管の供用開始

↓ 補助金を申請し、工事に着手

令和8年3月31日 までに市の排水設備工事の完成検査に合格すること

※実績報告書は補助金交付決定日の属する年度の3月15日までに提出してください。

※下水道本管の供用開始がR5.3.31の場合

供用開始 R5.3.31

R6.3.31

R7.3.31

R8.3.31

令和5年度（1年目）

令和6年度（2年目）

令和7年度（3年目）

※R8.3.31 完成検査最終期限

補助の要件

以下のすべてを満たす必要があります。

- ①既存住宅の排水設備（雨水を除く）をすべて市の下水道に接続すること。
- ②排水設備工事の実施について、家屋の所有者（当該家屋に係る土地の所有者と同一でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。）又は排水設備工事に係る家屋及び土地の所有者の承諾を得た当該家屋の賃借者であること。
- ③宇佐市の市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業加入分担金、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料を滞納していないこと。
- ④同一建築物で以前に当該補助金による交付を受けた建築物に係る申請でないこと。
- ⑤排水設備工事に対し、他から補助金等の交付を受けていないこと。（リフォーム補助金など）
- ⑥国、県及び市に係る申請でないこと。（市営・県営住宅、官舎など）

工事の期限

補助金交付決定日（補助金交付決定通知に記載）の属する年度の3月15日までに実績報告書が提出できること。

ただし、下水道本管の供用開始から3年を経過した日の属する年度の末日までに市の完成検査に合格できなかった場合は補助の対象外です。

補助金申請などに必要な書類

1. 補助金申請時に必要な書類（※排水設備等計画確認申請書一式と一緒に以下の書類を提出してください。）

提出書類		注意事項
①	下水道接続促進補助金事業交付申請書	様式第1号 自署でない場合は押印必要（以下同じ）
②	着工前写真	くみ取便槽または浄化槽の状況が確認できるもの
③	その他市長が必要と認める書類	兼用の住宅・住戸については、居住スペースが確認できる平面図など

※申請に当たっては、宇佐市補助金交付規則及びこの要綱の定める条項の適用を受けること並びにこの申請に際し、本市の市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業加入分担金、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料の納付状況を照会します。

申請書の受付について

- 受付方法
 - 補助金申請に必要な書類が全て添付されてから受付・審査します。
 - 補助金申請書類に不備があった場合は、再度提出していただきます。
 - 事前提出及び郵送での提出は受付いたしません。
- 受付期間 4月1日から翌年の2月25日まで
- 受付場所 宇佐市役所 上下水道課 下水道工務係 TEL0978-27-8190

※必ず補助金交付決定日（補助金交付決定通知書に記載）後に工事着手してください。

（補助金交付決定日前の工事着手は、補助金の対象外になりますのでご注意ください。）

2. 工事完了後に提出する書類（工事完了後、5日以内に排水設備等工事完了届と一緒に提出してください。）

提出書類		注意事項
①	下水接続促進補助金工事完了実績報告書	様式第5号
②	工事写真	施工中・完了時※便槽や浄化槽を廃止したことが確認できるもの
③	下水接続促進補助金交付請求書	様式第6号
④	その他市長が必要と認める書類	

※工事が完了した日から5日以内に提出してください。

※工事写真の漏れがないよう十分ご注意ください。

※完成検査では申請者又は設置業者の立会いを求めることがあります。

※完成検査の結果が不適正であった場合は、速やかに改善してください。

申請内容を変更する場合に提出する書類

※あらかじめ市に相談の上、提出してください。

①	変更承認申請書（様式第4号）
②	補助金申請時の添付書類のうち変更する書類

申請を取り下げる場合に提出する書類

※工事の中止等で申請を取り下げる場合は、速やかに提出を。

①	変更承認申請書（様式第4号）
---	----------------

申請・お問い合わせ

宇佐市役所上下水道課 下水道工務係

TEL0978-27-8190